|  |
| --- |
| **令和7年度**  **事前相談・申請受付**  **さくら市　総合政策部　総合政策課**  **政策推進室　市民活躍推進係**  **TEL：０２８－６81－1113**  **FAX：０２８－６82－0360**  **Ｅ－mail：sogoseisaku@city.tochigi-sakura.lg.jp** |

***◎　趣　旨***

市民の連帯感を高め、市民の創意を活かし、将来にわたり市民が誇りの持てる個性豊かなさくら市の実現のため、市民団体が自発的に行う公益性が高く、助成金交付期間終了後も継続できるまちづくり活動に対し助成金を交付するものです。

***◎　助成対象事業***

助成の対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、「市民団体が自発的に行う公益性の高い事業」「事業を契機として、団体がその後の継続したまちづくり活動に資すると判断される事業」であり、次に掲げる部門の事業のいずれかに該当するものとする。

**※助成金は、あくまで「ソフト事業」に対する助成が基本であり、施設の建設や改修・修繕のような、いわゆる「ハード事業」に対するものではない。**

***（１）いきいきまちづくり部門***

|  |
| --- |
| ① 市全体のイメージアップを図る事業  ② 地域間の連帯を深め、広く市民の一体感を高める事業  ③ 文化、歴史、芸術又はスポーツの振興を図る事業  ④ 市内の自然を活用したふれあい事業  ⑤ 産業振興等の活性化を図る事業  ⑥ ①から⑤までに掲げる以外の事業で、事業効果が広く市内全土に普及すると認めら  れるもの |

***（２）安全・安心まちづくり部門***

|  |
| --- |
| ① 安全・安心まちづくり研修（講演会、自主防災訓練）開催事業  ② 地域の安全点検、防犯体制整備事業  ③ 学童安全パトロール事業  ④ 災害等に対応する自主防災組織づくり事業  ⑤ 災害時の防災マップ作成事業 |

***（３）ecoまちづくり部門***

|  |
| --- |
| ① 環境（自然）保全に関した事業  ② 野生動植物保護活動事業  ③ 移入種（特定外来種等）対策活動事業  ④ リサイクル関連事業及び啓発活動事業 |

***（４）地域コミュニティ部門***

|  |
| --- |
| ① 地域福祉関連事業  ② 地域コミュニケーション向上活動事業  ③ 地域ふれあいイベント開催事業  ④ 地域伝統行事開催事業  ⑤ ①から④までに掲げる以外の事業で、各地域内で活性化が認められるもの |

***（５）まちづくりアイデア実現部門***

|  |
| --- |
| ① 市の定めるテーマに基づいて行う事業  ※市が定めるテーマ：「婚活応援！縁結びプロジェクト」「桜と花と緑を活かしたまちづくり」、「女性が輝くまちづくり」「市民によるシティプロモーション（さくら市の魅力発信大作戦）」  ② 毎年度又は一定期間設定するテーマに基づいて行う事業  ③ 他部門にも属さない独創性のある事業 |

**【注】助成の対象とならない事業**

(１)　国、県又は市が実施する他の財政的支援制度の対象となる事業

(２)　市より運営補助を受けている団体（行政区・自治公民館等も含む。ただし、新たな事業実施に伴い実行委員会等を組織するものは助成対象とする。）

(３)　事業の効果が特定の個人又は団体のみに帰属する事業

〔例：団体の大会参加費、団体の発表会、団体の通年の運営費等〕

(４)　従前から継続的に行われている事業

（５）趣味やサークル活動的な事業

（６）その他助成することが適当でないと認められる事業（既存団体の通年の運営費に当て　ようとするもの等）

***◎　助成対象者***

営利を目的とせず公益性があり、次の各号のいずれにも該当する団体です。

|  |
| --- |
| 1. 構成員が３人以上であること。 2. 会則、規約等を定めていること。 3. さくら市内で活動する団体であること。 4. 政治的及び宗教的活動を行わない団体であること。 |

***◎　助成対象経費***

助成対象経費

|  |  |
| --- | --- |
| 項目 | 経費の種類 |
| 報償費 | ・講師等謝礼、調査及び研究に係る報償等  例）―講演会の講師謝礼  　　―アドバイザー謝礼 |
| 旅費 | 交通費、通行料等 |
| 消耗品費 | ・短期間の使用によって消費されるもの  　例）―コピー用紙  　　　―プリンターのインク  　　　―講座やイベント等で必要となる材料  ・単価10,000円未満の物品（図書にあたっては5,000円未満）  　例）―事業に使用する簡易的なジャンパーや腕章  　　　―活動内容に係る参考書籍 |
| 燃料費 | ・事業を実施するために必要な燃料代 |
| 食糧費 | ・イベントを実施するために必要と認められる食材等  　例）―ワークショップ参加者のためのお茶菓子  　　　―講師のお弁当、お水 |
| 印刷製本費 | ・事業に必要な印刷、製本費用  　例）―文書、パンフレット、ポスター・チラシ等の印刷、コピー  　　　―事業で作成する冊子の製本  　　　―活動に関する写真の現像 |
| 通信運搬費 | ・事業を実施するために必要な通信費  　例）―切手、はがき  　　　―宅配便代（送料） |
| クリーニング費 | ・事業を実施するために必要なクリーニング代 |
| 保険料 | ・イベント行事保険など |
| 委託料 | ・物品作成や専門的な知識や技術に対し、業務を外部に委託した費用  　例）―警備委託業務委託  　　　―イベント会場設営業務委託  ※事業の全部又は主要な部分を外部に委託することは禁止する。 |
| 使用料及び賃借料 | ・会議室使用料（打合せ、イベント実施等）  ・イベント実施のための音響機材等の物品のレンタル料 |
| 原材料費 | ・材木、土砂等 |
| 備品取得費 | ・事業遂行に必要不可欠な備品 |
| その他の経費 | ・その他市長が認める経費 |

※社会一般の常識から判断して助成することが適当と認められないものは、助成対象経費に含めない。

**【注１】対象外経費**

（１）対象期間外に支出した経費

（２）特定の個人や団体に帰属するもの

〔汎用性のあるもの：デジカメ・パソコン、個人が所有する衣装など〕

（３）領収書・受領印などで証明できないもの

**【注２】備品に関して**

（１）備品取得に関しては事業の遂行に必要不可欠なものに限ることとし、さくら市市民活動助成審査会にて審査し、市長が判断するものとする。

（２）備品取得に関しては、業者の見積書および理由書を添付の上、審査会において説明を要する。

（３）購入した備品の譲渡、交換、処分等を無断で行うことは出来ないものとする。

***◎　各部門の助成金額等***

部門名：いきいきまちづくり部門

　　　　安全・安心まちづくり部門

　　　　ecoまちづくり部門

　　　　地域コミュニティ部門



部門名：まちづくりアイデア実現部門



※ただし、事業の実施に伴い、入場料や寄付金等の収入により総収入額が総支出額を上回

る場合は、その上回る額を助成金から控除するものとする。

※「助成金の交付は、対象団体につき２部門以内で、当該部門に係る助成は、年１回を限

　度とする。」（以下が文章の意味となる）

・１部門の申請は年１回とし、１年に２部門申請できる。

　　・１部門が終了後、別事業として同じ部門を申請できる。

***◎　申 請 方 法***

　　　さくら市総合政策部総合政策課で配布している申請書（市のホームページでもダウンロード可能）に必要事項を記入し、総合政策課 市民活躍推進係まで直接持参ください。

|  |
| --- |
| ① 事業計画書（様式第２号）  ② 事業収支予算書（様式第３号）  ③ 団体概要調書（様式第４号）  ④ 団体の会則、規約等  ⑤ 団体の構成員名簿  ⑥ その他市長が必要と認める書類 |

***◎　募 集 期 間***

**令和７年４月１日（火）から４月18日（金）まで（土日祝日を除く）**

**※必要書類に不備がある場合は、訂正をお願いしますので、期間には余裕を持って申**

**請書を提出してください。**

**※「簡易区分」の申請は通年受付しています。**

***◎　審 査 方 法***

　　　　審査は、さくら市市民活動助成審査会（５月中旬～５月下旬開催予定。詳細は後日、各申請団体に連絡します。）において行われます。審査会は５名の委員で構成されており、①事業の地域性、②事業の公益性、③事業の具体性、④費用の妥当性、⑤発展性及び継続性の５項目にて審査されます。

**申請団体の皆さまには、審査会に出席し、審査会委員に対して事業の内容等について説明をしていただきます。**

**※「簡易区分」は書類審査のみとなります**

***◎　交 付 決 定***

　　　　審査会の審査結果をもとに、市長が助成金の交付決定を行い各申請団体に通知します。

***◎　助成金の事前交付***

　　　　助成金の交付決定がされた場合、事業完了前に助成金を受け取ることができます。

ただし、事業内容の変更、廃止と併せ、事業完了後に助成金の精算をします。

***◎　事業の事前着手***

申請団体は、本申請時に事前着手届を提出すれば、助成金の交付決定前に事業に着手することができます。

***◎　問い合せ先***

〒３２９－１３９２　栃木県さくら市氏家2771

さくら市役所　総合政策部　総合政策課　政策推進室　市民活躍推進係

TEL０２８－６８１－１１１３　／　FAX０２８－６８２－０３６０

さくら市HP　http://www.city.tochigi-sakura.lg.jp/